認可地縁団体の手引き

東根市総務部庶務課

１．地縁による団体とは

地縁による団体（以下「地縁団体」という。）は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として、地方自治法第260 条の２に規定されております。

東根市では、市内各行政区などが、主にこの対象と考えられます。

２．制度創設の目的

これまで、自治会が所有する土地や集会施設等の登記名義については、当該自治会の代表者個人名義又は役員等の共有名義であり、自治会名での不動産登記は認められていなかったため、当該名義人が死亡した場合などによる名義変更や相続などに問題が生じていました。

このような問題を受け、所定の手続きを取ることで自治会の法人格取得を認め、団体名義での不動産登記を可能にするために、創設された制度です。（平成３年地方自治法の法改正より）

また、認可の目的について、不動産等の保有を前提としないものに見直され、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、市長村長の認可を受けることが可能となりました。（令和３年施行地方自治法の法改正より）

３．法人格取得のために

（1）認可

地縁団体が法人格を得るためには、当該団体が存する区域を包括する自治体の首長（東根市長）の認可が必要となります。法務局への法人登記等のその他の手続きは、一切必要とされません。

（2）告示

認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁団体が法人格を得たことを対抗できることになります。

（３）認可要件

市長が認可するための要件は、次の４つになります。

① 地縁団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

→ 認可を申請する地縁団体が、特定の活動ではなく広く地域的な共同活動を行うことを目的とすることを団体規約に明記することが必要となります。

「現にその活動を行っていると認められる」ための証書は、総会に提出された前年度の実績報告書で良いとされております。

② 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

→ 地縁団体の区域は、その団体が安定的に存在している現況によることとされております。その理由は、この制度の趣旨として、現に存する自治会等が保有する不動産等を団体名義で登記などを行うことができるようにすることを目的としているからです。

さらに、団体の構成員のみならず市内の他の住民にとってもその区域が認識できるよう、客観的に明らかな形で画されている必要があります。

③ 地縁団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

→ 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず、区域に住所を有する個人すべて」であり、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められておりません。

また、「相当数」の判断は、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ね「相当数」とみなされます。

④　規約を定めていること。

→　地方自治法第 260 条の２第３項に規定されている以下の事項について、定められていなければなりません。

ⅰ）目的
ⅱ）名称
ⅲ）区域
ⅳ）主たる事務所の所在地
ⅴ）構成員の資格に関する事項
ⅵ）代表者に関する事項
ⅶ）会議に関する事項
ⅷ）資産に関する事項

４．認可申請を行う前に

現在の規約に基づき総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を得る必要があります。

また、総会に諮る案件として、申請に必要となる以下の重要事項について、事前に決定しておくことも必要となります。

（１）規約の確定

認可を受けるために必要な事項を整備し、決定しなければなりません。

（２）構成員の確定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数の者が構成員となっているかを判断します。

（３）代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うこととなっております。

認可手続きの流れ

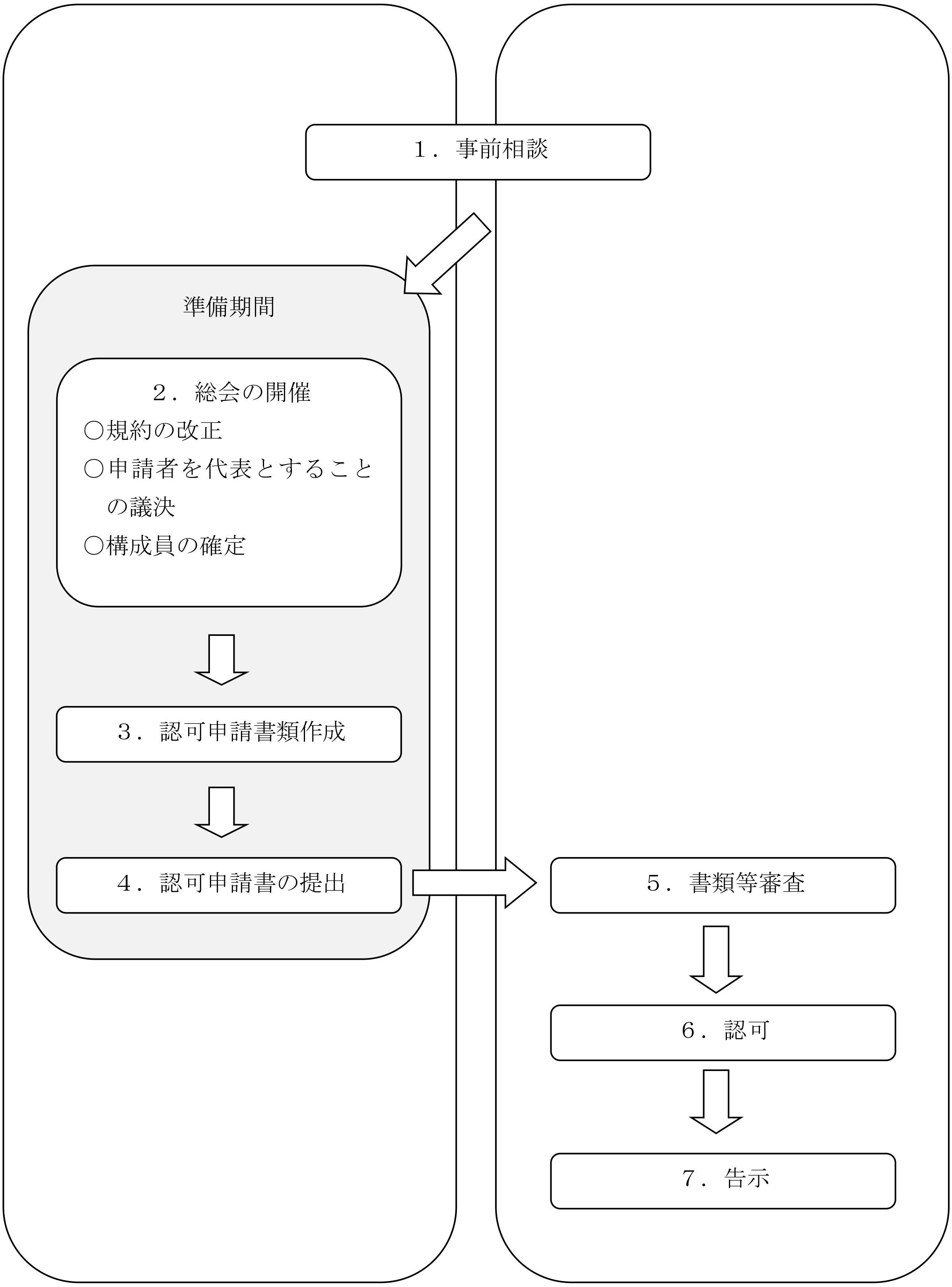
１．事前相談
準備期間
２．総会の開催
○規約の改正
○申請者を代表とすることの議決
○構成員の確定
３．認可申請書類作成
４．認可申請書の提出
５．書類等審査
６．認可
７．告示

５．認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は、以下のとおりです。

（１）認可申請書

申請日は、実際に認可申請書を提出する年月日を記載してください。

（２）規約

規約には、ⅰ）目的、ⅱ）名称、ⅲ）区域、ⅳ）主たる事務所の所在地、ⅴ）構成員の資格に関する事項、ⅵ）代表者に関する事項、ⅶ）会議に関する事項、ⅷ）資産に関する事項を定めてください。

また、ⅸ）規約の変更に関する事項、ⅹ）解散に関する事項、ⅺ）残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいとされております。

（３）認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるもので良いとされております。また、本市においては、議決調書の提出も求めておりますので、様式を設定しております。

（４）構成員の名簿

構成員の住所・氏名を記載したものです。構成員は、区域内のすべての個人となるため、未成年の氏名も必要となります。

（５）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等で良いと考えられております。ただし、報告書の内容として、具体的な活動が分かる程度の記載は必要となります。

（６）申請者が代表者であることを証する書類

以下の２点の書類について必要となります。

ⅰ）申請者を代表者として選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの

ⅱ）申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾等の写しで、申請者本人の署名のあるもの

６．認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可及び告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については、司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

７．認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

（１）告示事項の変更（地方自治法第 260 条の２第 11 項）

告示された事項に変更があった場合には、市長への届出が必要となります。特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届け出てください。

①代表者が代わったとき

②主たる事務所の位置が変わったとき

（２）規約の変更（地方自治法第 260 条の３第２項）

規約を変更する場合には、市長の認可が必要となります。

※詳細については、総務部庶務課までご相談願います。

８．認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体は法人格を付与された団体となるため、法人市民税、法人県民税の納付義務が課せられますが、減免措置等の詳細については、各お問い合わせ先でご確認ください。

・法人市民税	東根市総務部税務課市民税係	０２３７－４２－１１１１
・法人県民税	山形県村山総合支庁課税課	０２３－６２１－８４００

９．認可の取り消しと解散

（１）取り消し（地方自治法第 260 条の２第 14 項）

認可地縁団体が次に掲げる事由に該当することとなったときは、市長は認可を取り消すことがあります。

- 認可要件のいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

（２）解散（地方自治法第 260 条の 20）

認可地縁団体は次に掲げる事由により解散します。市長による解散告示を必要とするため、市長に対して届出が必要となります。

- 規約に定めた解散事由の発生
- 破産手続き開始の決定
- 許可の取り消し
- 総会の決議
- 構成員が欠けたこと

10．その他

（１）認可告示後の手続きとして、認可地縁団体としての印鑑登録が可能となりますので、必要に応じお問い合わせください。

（２）認可告示後の地縁団体台帳証明書、印鑑登録後の印鑑登録証の発行は、１通につき４００円です。

ご不明な点やこれから認可申請を行おうとする際の事前相談など、総務部庶務課までお問い合わせください。